

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月20日

京都市会議長 寺田 一博

京都市会規程第2号

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「60日」を「90日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(市会事務局調査課)